

安城市企業立地ニーズ調査業務委託仕様書

1 目的

本市は現在第8次安城市総合計画の計画期間中（平成28年度～令和5年度）である。現総合計画では土地利用の方針において、土地利用構想（産業ゾーン）を定め工業用地の計画的誘導を図ることとしている。また、重点戦略である健幸プロジェクトで「既存企業の流出抑制と新たな企業の誘致を進める環境づくり」を基本理念に企業立地を推進している。

令和6年度からの次期総合計画においては、現総合計画の進捗状況及び現総合計画の期間中に生じた社会情勢の変化を踏まえ、新たな土地利用構想（産業ゾーン）を定めることとなる。

本市においては今後想定より早く人口減少局面を迎えると想定されるため、企業立地の推進が税収の増加や若年層を中心とした雇用の拡大による地域経済の活性化に不可欠な手段と考えられ、立地に関する全国的な動向や本市の特性を分析・整理したうえで、より積極的に取り組んでいくべき課題として位置付ける必要がある。

また、日々の事業者とのやり取りの中で、市内の既存の工業団地の問題点や新たな産業ゾーンの必要性や需要の高い位置などを把握しているものの、それらを施策として展開するに当たっては、統計的、総合的に整理をしたうえで、根拠をもって臨む必要がある。

本業務は、このような認識のもと、全国的な企業立地の動向、本市の立地特性の分析、整理をしたうえで、企業立地ニーズ調査を行い、産業ゾーンの必要規模や位置について把握、整理し、次期総合計画における土地利用構想の基礎資料とすることを目的としている。

2 業務概要

(1) 業務名

安城市企業立地ニーズ調査業務

(2) 委託期間

契約締結時から令和4年11月30日（水）まで

(3) 業務内容

具体的な業務内容の基本的事項については次に掲げるとおりとし、業務内容の詳細及び付加的事項については、業務の目的を踏まえ、これを達成するうえで必要と考えられる内容をプロポーザルで提案すること。

① 全国的な企業立地の動向（位置、規模等）を分析、整理する。

※経済産業省実施の「工場立地動向調査」や受託者の有する各種データ

を利用することを想定している。

- ② 本市の立地特性（交通ネットワーク、気候、地形等）を踏まえ工場の新規立地に適していると思われる区域の整理を行う。
- ③ ②で整理した本市の立地特性を踏まえた本市の企業誘致パンフレットを作成する。
※A 4 カラー 8 枚程度で⑤の調査時にも使用することを想定しており、当該調査に必要な枚数に加えて 1,000 枚程度作成すること。
- ④ 既存工業団地（東端、和泉の工業専用地域内の工業団地）の状況（過去からの土地利用状況の変遷、現在の土地利用状況・工場の稼働状況等）を整理する。
- ⑤ ②、④で整理した事項を踏まえ、産業ゾーンの検討根拠として適切と判断する業種、企業数に対して、工場・研究所等の立地に関する企業ニーズ調査（ポテンシャル調査）を行う。
※調査項目としては、工場・研究所等の立地意向・想定規模、本市（近隣市を含む）地域への立地意向（立地意向がある場合は②で整理した新規立地に適している区域のいずれの区域に魅力があるか）、立地に際し重視する事項（補助金、位置（位置の場合具体的にどの路線か等）、雇用の確保）を基本事項とする。
- ⑥ 調査結果を分析・整理し、本市内における産業ゾーンの適地・必要規模の整理を行う。

（4）前提条件

本仕様書記載の内容は本業務委託において実施すべき最低限の内容を記載したものである。本業務委託に係るプロポーザルの提案書において提案した内容についても本業務委託の範囲として契約金額の範囲内で実施すること。

3 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- （1）報告書
- （2）報告書概要版
- （3）企業誘致パンフレット
- （4）その他委託者が受託者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの
- （5）上記成果品のすべての電子データを格納したCD-R

4 業務処理責任者

- （1）受注者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、発注者に通知す

るものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

5 提出書類

策定業務の着手及び完了にあたって、安城市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務完了届
- (4) その他必要書類

6 発注者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は発注者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、発注者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

7 契約約款

本業務の契約については「安城市委託契約約款」等の安城市契約規則に準拠する。